



緊急事態宣言の発令期間延長により、 交代制勤務の実施を延長します

概要説明

令和2年5月4日付けで新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令期間が5月31日まで延長されたことから、四條畷市においても引き続き新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、下記のとおり交代制勤務を継続して実施します。

対象職員 全職員（再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員含む）
なお、実施が困難な部署については、実情に合わせて対応いたします。

実施期間 令和2年5月7日（木）から同月31日（日）まで

職員体制 原則、2グループ体制での交代制勤務

※出勤者を概ね5割とします。

※期間中の土曜日及び日曜日も勤務日として割り振るとともに、在宅勤務日を設定して勤務日数を確保します。

※期間中は一部業務を縮小する場合があります。

問い合わせ

電話 072-877-2121 〈代〉

人事室 担当：溝口（内線753）、川上（内線324）